

信州フィルムコミッショネットワーク設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、信州フィルムコミッショネットワーク（以下「ネットワーク」という。）の活動について、必要な事項を定めるものとする。

(ネットワークの活動)

第2条 ネットワークは、長野県内の地域フィルムコミッショն、市町村及び県等が相互に連携することにより、本県を舞台とする映画やテレビドラマなどの効果的・効率的なロケ支援の環境整備を推進し、観光振興及び地域の活性化を図る。

(会員)

第3条 ネットワークは、次の団体等の会員により構成する。

- (1) 地域フィルムコミッショն
- (2) 市町村及び市町村観光協会等
- (3) 長野県及び長野県観光機構
- (4) フィルムコミッショնの3要件を満たし、ネットワークが適当と認めた事業者

2 前項第4号に規定するフィルムコミッショնの3要件は次のとおりとする。

- (1) 非営利公的機関であること。
- (2) 撮影支援の相談に対して、ワンストップのサービスを行っていること。
- (3) 作品内容を選ばないこと。

(加入又は脱退)

第4条 前条第1項に規定する団体等がネットワークに加入する場合は、信州フィルムコミッショネットワーク事務局の承認を得るものとする。また、脱退する場合も同様とする。

(役職)

第5条 ネットワークには、会長職等の役職は設けないものとする。

(事務局)

第6条 信州フィルムコミッショネットワークの事務局を（一社）長野県観光機構内に設置する。

2 事務局は、ネットワークの活動全般における連絡調整を行うとともに、会員と連携し、県内へのロケ誘致や作品のプロモーションを支援する。

(会議)

第7条 会員相互の意見交換、情報交換等を行うため、会議を原則として年2回開催するものとする。ただし、会員が特に必要があると認めるときは、その都度、開催することができる。

(協議事項等)

第8条 ネットワークの活動についての協議すべき事由が生じた場合は、会議で協議を行い決定する。ただし、急を要する事案が生じ、会議を開催する余裕がない場合は、事務局において会員との調整を行い決定する。

(会費)

第9条 会費は無料とする。ただし、活動内容により費用負担が生じる場合は、協議の上、会員が応分の負担をする。

(その他)

第10条 ネットワークの英語表記は「Nagano Pref. Film Commission (略称『NFC』)」とする。

(施行期日) この要綱は、平成24年11月21日から施行する。

(施行期日) この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(施行期日) この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(施行期日) この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(施行期日) この要綱は、令和7年4月1日から施行する